



宮 崎 県 公 報

平成23年2月12日（土曜日） 号外 第9号

発行・印刷 **宮 崎 県**
宮崎市橋通東 2丁目10番 1号

発行定日 毎週月・木曜日
購読料（送料共） 1年 36,000円

目 次

頁

告 示

○家畜伝染病の家畜等の移動の制限の変更 ----- (畜産課) 1

告 示

宮崎県告示第90号の5

家畜伝染病の家畜等の移動の制限の変更（平成23年宮崎県告示第76号の13）を次のとおり変更する。

平成23年2月12日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 移動を制限する家畜の種類等
 - ① 移動を制限する家畜の種類
鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥並びにそれらの死体
 - ② 移動を制限する物品
病原体をひろげるおそれのある物品
 - ③ 移動を制限する区域
平成23年宮崎県告示第76号の13の1の③に掲げる区域
- 2 搬出を制限する家畜の種類等
 - ① 搬出を制限する家畜の種類
鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥並びにそれらの死体
 - ② 搬出を制限する物品
病原体をひろげるおそれのある物品
 - ③ 搬出を制限する区域
 - ア 西都市大字右松の一部（大口川及び原無田）、大字調殿の一部（篠山、松田、弥内迫及び原無田）、大字茶臼原の一部（後山、緑ヶ丘、吉原、轟、春日及び上の原）、大字穂北の一部（原無田、小浪、平下、東原、堀町及び仮屋原）及び大字南方の一部（柳ノ丸、京新田、仕切山、折口、山平、千田迫、伊勢地、車坂、興惣次堀、松迫、吉ヶ迫、一ノ迫、大塚原及び柳迫）
 - イ 高鍋町大字上江の一部（上耳切及び大谷）
 - ウ 木城町大字椎木の一部（田畑原、陣ノ内、小並原、佛山、牧ノ内、影平、下中原、新古場、上中原、桃木窪、野唐ノ鼻、似り出口、坪池、赤坂、狐久保、似り、南中原、北中原、大戸亀、青柳、山宮、比木、大畑、古川、松原、中島、岩瀬、百合名、江河口、荒瀬、池田下、池田北、池田、仁田畑、永田、局田、門田、天神面、甲斐下、亀ノ木、宮牧、揚牟田、唐土木、前田、火除牟田、岩穴口、権現平、大谷、牛牟田、石田、松下、寿女田、下谷、唐木坪、柳丸、大多賀平、星出、萱窪、舟橋、浦畑、新田、石原新田、出店、四日市、久保畑、八反畑、月輪、鍋田、寺山、椋下、鴨牟田、藤堂田及

び狐藪）、大字高城の一部（永山谷、荒神松、西ヶ原、大萩原、堀内、下萩原、大原、鳥居久保、岩戸口、外堀、高城、岸立、黒水川、仁君谷前田、仁君谷、駄留、赤木山、山塚、木寺）及び大字川原の一部（木奇、鏡、川原、内屋舗、甲ヶ嶺、百合野、平田、川間、本村、持見、廣谷及び溜水）